

令和8年7月16日

南城市立小中学校保護者の皆様

南 城 市 教 育 委 員 会
教育長 具志堅 兼栄
(公印省略)

南城市立学校家族休暇制度の導入について（通知）

平素より本教育委員会の事業運営について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市では児童生徒が保護者と過ごす時間の確保と様々な経験を通して心身の成長につなげることを目的として、平日に休暇取得制度を設ける「南城市立学校家族休暇制度」を導入することとなりました。

つきましては、以下をご確認の上、必要に応じて本制度をご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 導入日：令和8年9月1日～
2. 対 象：南城市内小中学校
3. 取得できる日数：年間3日まで
4. 取得日の取扱：出席停止・忌引等（欠席扱いにならない）
5. 取得できない日：
 - (1) 第1学期の始業式の日から4月末日まで
 - (2) 始業式、終業式、入学式及び卒業式（予行日を含む）が行われる日
 - (3) 全国学力・学習状況調査及び学力テスト等が行われる日
 - (4) 校外学習が行われる日、並びに修学旅行及び野外教育活動が行われる期間（これらの行事が予備日に行われる場合は、その予備日も含む）
 - (5) 運動会及び体育大会（学年練習及び全体練習実施期間の各日を含む）、文化祭、合唱コンクール、マラソン大会並びにスポーツテストが行われる日（これらの行事が予備日に行われる場合は、その予備日も含む）
 - (6) 進路説明会及び入学説明会が行われる日、並びに職場体験が行われる期間
 - (7) 授業参観が行われる日
 - (8) 学校保健安全法第13条第1項の健康診断が行われる日
 - (9) 南城市教育の日が行われる日
 - (10) その他家族休暇制度を取得することができないと、学校長が定める日
6. 届出：1週間前までに、別紙：「家族休暇制度取得申請書」を学校に提出
7. 申請書の取得について
南城市 HP よりダウンロードもしくは学校から受け取る

市 HP QR コード ⇒



8. その他：

- ・休暇中の授業については、保護者の判断により各家庭での自学自習で補ってください。
- ・本制度は保護者の責任のもと取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者により安全を確保する。学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

○お問合せ

南城市教育委員会 教育指導課

TEL：098-917-5364